
令和3年 第3回 球磨村議会定例会会議録(第4日)

令和3年6月10日(木曜日)

場所 球磨村議会議場

議事日程(第4号)

令和3年6月10日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第28号 財産の無償譲渡について
- 日程第2 議案第29号 財産の無償譲渡について
- 日程第3 議案第30号 財産の無償譲渡について
- 日程第4 議案第31号 財産の無償譲渡について
- 日程第5 議案第32号 財産の無償譲渡について
- 日程第6 議案第33号 球磨村企業立地促進施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第34号 球磨村産業振興対策事業補助金交付条例を廃止する条例の制定について
- 日程第8 議案第35号 令和3年度球磨村一般会計補正予算について
- 日程第9 議案第36号 令和3年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第10 議案第37号 令和3年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第11 議案第38号 令和3年度球磨村介護保険特別会計補正予算について
- 日程第12 議案第39号 工事請負契約の締結について
- 日程第13 要望書について
- 日程第14 議員派遣について
- 日程第15 閉会中の継続調査について
- 追加日程第2 発議第1号 渡地区の農地及び水路の災害復旧に関する復旧計画の詳細を求める意見書について
- 追加日程第3 発議第2号 高校生の交通手段の確保を求める意見書について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第28号 財産の無償譲渡について
- 日程第2 議案第29号 財産の無償譲渡について
- 日程第3 議案第30号 財産の無償譲渡について

- 日程第4 議案第31号 財産の無償譲渡について
日程第5 議案第32号 財産の無償譲渡について
日程第6 議案第33号 球磨村企業立地促進施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第7 議案第34号 球磨村産業振興対策事業補助金交付条例を廃止する条例の制定について
日程第8 議案第35号 令和3年度球磨村一般会計補正予算について
日程第9 議案第36号 令和3年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について
日程第10 議案第37号 令和3年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算について
日程第11 議案第38号 令和3年度球磨村介護保険特別会計補正予算について
日程第12 議案第39号 工事請負契約の締結について
日程第13 要望書について
日程第14 議員派遣について
日程第15 閉会中の継続調査について
追加日程第2 発議第1号 渡地区の農地及び水路の災害復旧に関する復旧計画の詳細を求める意見書について
追加日程第3 発議第2号 高校生の交通手段の確保を求める意見書について

出席議員（10名）

1番 板崎 壽一君	2番 東 純一君
3番 犬童 勝則君	4番 小川 俊治君
5番 高澤 康成君	6番 舟戸 治生君
7番 嶽本 孝司君	8番 多武 義治君
9番 田代 利一君	10番 松野 富雄君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 蔵谷 健 書記 山口 隆雄

説明のため出席した者の職氏名

村長	-----	松谷 浩一君	副村長	-----	門崎 博幸君
教育長	-----	森 佳寛君	総務課長	-----	永椎樹一郎君
復興推進課長	-----	友尻 陽介君	税務住民課長	-----	境目 昭博君
保健福祉課長	-----	大岩 正明君	産業振興課長	-----	犬童 和成君
建設課長	-----	上薮 宏君	会計管理者	-----	假屋 昌子君
教育課長	-----	高永 幸夫君			

午前10時00分開議

○議長（多武 義治君） おはようございます。本日は全員ご出席です。これから本日の会議を開きます。

本日の日程は配付してあるとおりです。

日程第1. 議案第28号 財産の無償譲渡について

○議長（多武 義治君） それでは、日程第1、議案第28号財産の無償譲渡についてを、ご審議をお願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をいたします。

お諮りします。議案第28号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第2. 議案第29号 財産の無償譲渡について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第2、議案第29号財産の無償譲渡についてをご審議願います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をいたします。

お諮りします。議案第29号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第30号 財産の無償譲渡について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第3、議案第30号財産の無償譲渡についてをご審議願います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決します。

お諮りします。議案第30号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第31号 財産の無償譲渡について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第4、議案第31号財産の無償譲渡についてをご審議願います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決します。

お諮りします。議案第31号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第32号 財産の無償譲渡について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第5、議案第32号財産の無償譲渡についてをご審議願います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決します。

お諮りします。議案第32号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第33号 球磨村企業立地促進施設設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第6、議案第33号球磨村企業立地促進施設設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

ご審議願います。6番、舟戸治生君。

○議員（6番 舟戸 治生君） この33号の件でございますが、関連ということで質問をしたいと思いますが、このレンタルオフィス、項目を削るとなっておりますけれども、建物に関して、あと解体を予定されているのか。また関連ということで、駅舎についても解体の方向にいくのか。また解体を、村の建物ですから、解体するとすれば簡単だろうと思うんですが、解体後、土地はJRのものだと思うんです。解体後は簡単にはいかないと思うんですが、そういったことを、どういった考え方をお持ちなのかお聞きしたいと思います。

○議長（多武 義治君） 総務課長、永椎樹一郎君。

○総務課長（永椎樹一郎君） お答えいたします。

今、ございます建物については解体をする方向で進んでおります。また土地につきましては、今おっしゃるように、JRと解体をしていいのでしょうかということで、今、協議は済ませておるんですけれども、その後の土地につきましては、まだこれからどういう利用ができるというか、そういうことで含めて協議をさせていただかないとならないんだろうと思いますけれども、現在のところどういう目的でとか、どういう方向でとかというのが、ちょっと決まっておりません。建物については、解体ということでさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（多武 義治君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決します。

お諮りします。議案第33号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

. . .

日程第7. 議案第34号 球磨村産業振興対策事業補助金交付条例を廃止する条例の制定に
ついて

○議長（多武 義治君） 次に、日程第7、議案第34号球磨村産業振興対策事業補助金交付条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

ご審議願います。4番、小川俊治君。

○議員（4番 小川 俊治君） 球磨村産業振興対策事業補助金交付条例を廃止する条例、まだ審議で決定されておりませんが、決定された、この運用について、一点だけ質問させていただきます。

廃止をされますと、議会の決議を要しない、いわゆる規則及び要項になりますので、このことから今後の運用にあたって、規則及び要項について改正ないしは見直し等がある際に、ぜひ議会にも情報を頂ければというふうに思っておるんですけども、お考えを伺います。

○議長（多武 義治君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 今、小川議員の言われるように、お認めいただければそういうことになりますけれども、きちんと議会のほうには、内容等を説明しながら、変更する場合にはやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（多武 義治君） ほかにありませんか。7番、嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） 全協で説明ございました資料です。資料5の2で第2条なんですが、改正前は5人以上の共業者及び共同施行者だったんですが、改正後は3人以上の共業者及び共同施行者となっています。大変ありがたいことなんですが、この施行者について、ちょっとお尋ねしたいんですが、この共同施行者というのは、別表第3条です。関係のところに、農業後継者が3名なのか、その下に書いてあります農業後継者、果樹、それから、これは林道は入っていないですね。そこも、ここの3条を全部含めて、それに該当する人が3人以上おればよいというふうな解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（多武 義治君） 産業振興課長、犬童和成君。

○産業振興課長（犬童 和成君） 別表のところだと思いますけれども、農業後継者育成事業のときには単体、一人になります。ほかにつきましては、3人の共同申請ということになると思いますが。今まで5人で承認していたところを、3人の共同者ということと考えているところです。

○議長（多武 義治君） 嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） これ、今、村から生コンを支給していただいている、この関連もここに入ってくるかどうかをお尋ねいたします。

○議長（多武 義治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（犬童 和成君） 現在、区長文書等で5人以上の生コン申請者については5人の共同体ということで回覧等を回しているところだと思いますけれども、これが3人になるということで、3人以上ということになります。

○議長（多武 義治君） 嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） 当初、尋ねました共同施行者が、農業者が3名なんですけど、今、生コン支給していただいているのは林道のほうにも作業道といいますか、そちらにも生コン支給を、たしかお願いして、そのときは5人以上だったんですけど、具体的に言いますと農業者が2人、それと農業の田んぼの上に林道といいますか、山をお持ちの方が1人おるので、その方3人まとめて共同施行者というふうに捉えていいのかどうか、発言がこれで終わりなんですけど、できればその3名でやっていただきたいなど。

といいますのが、もう失礼ですけど過疎地になってしまって、もう人がいないといいますか、もう農業だけ3人ですよとか、林道だけ3人ですよと言ってしまうと、もう人がいないんで、失礼ですけど生コン支給のその枠から外れてしまうんで、もらえないということが出てきますので、できましたら農業2人とか林道者1人、まとめてその道路を使うんですから、できればそういうふうな形でお願いしたいということです。

○議長（多武 義治君） 建設課長、上薮宏君。

○建設課長（上薮 宏君） この件につきましては、建設課のほうでは農道の生コン支給ということで担当をさせていただいておりますが、今まで5人以上、今回から、この条例が通れば要項のほうで3名以上ということで緩和されるということになっておりますが、作業道につきましては産業振興課、農道につきましては建設課という割り振りでやらせていただいております。

なぜこのような関係になっているか、農道については農業耕作者の受益者がおられる。作業道については林業経営者があるということでやっておりますが、例えば農道であっても耕作道、耕作道なんですね。農業用の耕作道について言いますと、それが個人で造られた耕作道であっても、もしもその先に2名以上の、ほとんど上のほうは林業というか山になっていると思います。こちらの方と2名以上で、2名足して3名以上となりますと、個人の農地の所有者の単独の耕作道に生コン補助をやるというような場面も出てくるのかなと想定しておりますが、その場合については、ちょっと慎重に考えていかないと、個人耕作者の耕作道を、これ、財源が村の一般財源でありまして、住民の方の税金を使わせていただいております。ほかに補助がないもんですから、ですので慎重に考えていきたいと思っておりますので、その都度、審査をさせていただければと思っております。

以上です。

○議長（多武 義治君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決します。

お諮りします。議案第34号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第35号 令和3年度球磨村一般会計補正予算について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第8、議案第35号令和3年度球磨村一般会計補正予算を議題とします。

ご審議願います。9番、田代利一君。

○議員（9番 田代 利一君） 9番です。ただいま議題となっております令和3年度球磨村一般会計補正予算につきましては、説明を受けておりますが、補正予算に対する修正動議を、松野議員、嶽本議員、高澤議員、小川議員、犬童議員、東議員、板崎議員、船戸議員の賛同を得ましたので提出をいたします。

○議長（多武 義治君） ただいま、9番、田代利一君ほか8名全員から、本案に対して修正の動議が提出をされております。

全員が賛同ですので、動議は成立をしました。修正の動議を職員にこれから配付させます。

お手元に配付しましたとおり、議案第35号に対する修正の動議が提出をされております。これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。9番、田代利一君。

○議員（9番 田代 利一君） 9番です。ただいま議題となりました令和3年度球磨村一般会計補正予算に対する修正動議の提案理由を説明申し上げます。

12ページの款総務費項総務管理費目災害対策費の工事請負契約に、さくらドーム解体撤去等工事の2,130万円が計上されています。

この件につきましては、さくらドームを解体し、その後、敷地に災害公営住宅を建設する予定であることを、議会全員協議会で説明を受け、その後、2回の意見交換会で意見を述べさせていただきました。

さくらドームは、平成16年10月に約8,000万円をかけて建設され、これまでふれあい祭りやゲートボール、保育園の運動会など、住民の憩いの場、発表の場として活躍してきました。また、消防団の訓練や出初め式など、雨天時には消防団員の活動の場となり、さらには今年の豪

雨災害でも初期避難場所及び災害対策本部、支援物資置き場として豪雨災害時の主要施策として重要な役割を果たしてきました。

議会としましては、豪雨災害後、住民が安心して集うことができる広場や発表の場がないこと、今後も水害などの災害が発生した場合、安全に初期避難ができる場所や車中避難場所などとしてさくらドームは残していただき、災害公営住宅は運動公園内の空きスペースを活用した分散型住宅建設の検討をお願いしていました。

しかしながら、これに対する回答もないまま、今回、さくらドーム解体工事費が補正予算費に計上されています。災害公営住宅の建設はもちろん必要ではありますが、議論も尽くせない状況で解体については賛成できません。

したがって、さくらドーム解体撤去等工事のうち、解体工事費の2,000万円を減額し、130万円にする修正動議を、地方自治法第115条の3及び会議規則第16条の規定により提出させていただきました。ご審議の上、ご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（多武 義治君） それでは、趣旨の説明が終わりました。

お諮りします。この修正案については、全員賛同されておりますので、質疑、討論を省き、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。

それでは、9番、田代利一議員から提出された議案第35号一般会計補正予算の修正案について、賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（多武 義治君） 着席ください。全員起立と認めます。したがって、この修正案は可決されました。

それでは、ただいま修正議決をした部分を除く原案についてのご審議をお願いいたします。9番、田代利一君。

○議員（9番 田代 利一君） 12ページの公有財産購入費、この前も、ちょっと幾らか全協で説明をしていただきましたけれども、もう少し詳しく説明いただきたいと思います。

○議長（多武 義治君） 建設課長、上蔀宏君。

○建設課長（上蔀 宏君） 今回の公有財産購入費につきましては、今、建設課のほうでちょっと計画しております一勝地簡易水道、村の簡易水道を運営しておりますけれども、一勝地簡易水道が今現在、黄檗地区の川沿いの伏流水、川の伏流水になりますが、それが水源となっております。

今、一勝地簡易水道につきましては、その黄檗地区の1か所の水源で運営を行っておりますが、昨年度の水害でもありましたとおり、渡簡易水道は、球磨川にかかる沖鶴橋と相良橋、流出いた

しまして、断水という、長期にわたり断水という、大変ご迷惑をかけたところでございます。

それにつきましては、大無田のほうが、渡のほうは簡易水道の水源となっておりまして、もう一つ予備的にといいますか、もともと第一水源が峯地区でボーリングされた水源がありましたので、どうにか早期の応急復旧ですけれども、終えまして、給水が開始されているところでございます。

そういった関係で、一勝地水道も数年前から、まだ水源が1個しかないということで、早期の第二水源、第三水源というような予備的な水源を探しております。今現在も探しておりますけれども、たまたま今回の水害というか、災害関係で、土地部門のほうで配水池をもともと計画しておりました岳本地区になりますけれども、ちょっと有利な土地が見つかったものですから、そこを計画段階ではありますけれども買収させていただくというところで上程をいたしております。

どうぞ、よろしく願いいたします。

○議長（多武 義治君） 田代利一君。

○議員（9番 田代 利一君） 例えばこの場所にタンクあたりを据えるということですよ。そうすると、水の確保は、もう大体分かっているか、例えばあそこ、学校の上辺りだと思いますが、場所は。ずっと行って柳谷線辺りを仕事したときには、きれいな水が出る場所もあったと、今、思うんだよ。30年ぐらい前ですけれども、あったと思いますけれども、そこら辺の調査はされていますか。

○議長（多武 義治君） 建設課長。

○建設課長（上部 宏君） まだ正確な調査までは入っておりませんが、今、言われましたように柳谷線、林道がずっと入っておりますけれども、私も測量やら改良のときに、実際、水が噴いているところも確認しております。

また、岳本地区の現在の地区の水道であります、その水源の一つにも、ちょっと谷の横で湧水というのがあります、結構豊富な、水質的にもいい、量的にもある水源がありましたので、そういったところを勘案して詳細な調査に入りたいと思っております。

以上です。

○議長（多武 義治君） 田代利一君。

○議員（9番 田代 利一君） 例えば、今の黄檗の水源については、日隠までですか、中渡地区、岳本地区あるいは黒白もありますけれども、この際お願いをしていただければと思いますし、黒白には上がりますか。

○議長（多武 義治君） 建設課長。

○建設課長（上部 宏君） 今、言われましたように一勝地簡易水道は、今現在、日隠地区までの給水区域になっておりまして、その上の中渡、岳本、黒白には、村の簡易水道は行っておりま

せん。

ですから、今回岳本地区に配水池を予定するということでしておりますので、それを含めまして水源と黒白、その上になります黒白、一番上の黒白ですけど、そこら辺の水源やら配水池を、今度計画のほうで取り込んでいきたいと思っております。

地区住民の方が、地区の水道がありますけれども、そこら辺の意見を聞きながら、できれば簡易水道で運営を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（多武 義治君） 田代利一君。最後でお願いします。

○議員（9番 田代 利一君） 一般質問のときも、ちょっと水路関係については質問いたしましたけれども、それぞれ簡易水道じゃない地区がたくさんあるんです。もう本当に災害になってみて、水の大切さが大変分かっておりますし、例えば神瀬地区にいたりましては、大岩から、ずっともう、災害でやられておるようでございますので、やはりこういうときこそ簡易水道をずっとお願いをして、一勝地辺りでも大坂間地区あるいは小谷松本辺りでもありませんので、特にこういうときだからこそ、村の簡易水道として、していただければと思っております。村長の見解をお願いします。

○議長（多武 義治君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 今回の水害を受けて、本当に今、田代議員が言われるとおりだと思えます。ただ簡易水道にするためには、それぞれの負担もございますので、その辺は地元の住民の皆様ときっちり話し合いながら進めていかせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（多武 義治君） 6番、舟戸治生君。

○議員（6番 舟戸 治生君） 17ページをお願いいたします。

山村振興対策費の貸付金1,000万円計上されておまして、スッポンの養殖ということでございますが、スッポンは夏に影響を蓄えて、その栄養を糧に冬眠期間を乗り越えると言われます。温水養殖ではなく自然養殖だろうと思えますが、養殖のノウハウ、また、採算が合うのか伺いたいと思えます。

○議長（多武 義治君） 産業振興課長、犬童和成君。

○産業振興課長（犬童 和成君） 養殖のノウハウとかは、今後、研修会等に行きながら、もともとの養殖されている業者さんとかに勉強しながら、今後学んでいくという形になると思えます。

今までは、マスとかヤマメの養殖をされていまして、今後はそういったところを勉強しながら養殖していくということになると思えます。

採算につきましては、もともと、この事業が採算をとるか利益を生むような事業ではありま

せんので、雇用とかそういった場を含めて事業の目的とされていますので、そういったことを考えながら事業を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（多武 義治君） 舟戸治生君。

○議員（6番 舟戸 治生君） いろんな考え方、雇用を中心にと、理解できるんですが、スッポンの養殖に転換をした経緯、極端に言えば水の問題だろうと思うんです。

今までヤマメ養殖をやってきて、稚魚を何万匹かなくしている、そういう状況の中で、要するに梅雨時期に濁った水が入るわけです。養殖をされる方も苦渋の選択だったろうと思うんです。そういった汚れた水でもスッポンはできる、養殖できると踏んでおられるんだらうと私は思うんです。行政として、もう少し深く考えてやるべきだろうと思うんです。

やはり、その水の問題は、先ほど田代議員も言われましたけれども、本当に真剣に考えて、やはり黑白の人たちのことももちろんでありますけれども、この養殖の問題も梅雨時期のある期間ですから、ボーリングをして地区の飲料水等に使う、いざというときには、その水を養殖にめぐすとか、いろんな考え方があろうかと思うんです。ただ1,000万円貸付けをお願いします。雇用問題ですからどうぞ、そういう問題じゃなかろうと思うんです。

やはり、「かわせみ」にしてもいろんな問題にしても、最終的には赤字になってきたわけです。そういう問題は度外視なんて言える問題じゃないと思うんです。やっぱり真剣に取り組んでいただきたいと思います。村長、聞きたいと思います。

○議長（多武 義治君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 今回の1,000万円の貸付けに関しましては、今、国の補助金を申請しております。その国の補助金が、これはまた返還していただくという趣旨のものでございますので、まず、それを伝えておきたいと思います。

そして、今、言われるように、私も数回、黑白地区には行って様子を伺ってきました。梅雨時期に限らず大雨の降った後というのは、あそこ、用水路がもう水が来ないような状況になります。そして、土砂を排除しなければ、もう水も来ない、そういう状況の中で、今現在、黑白地区は田んぼも一人もつくっていらっやらないんです。ですから、一人でしなければいけない。大変な思いをしながら、今、続けておられるようです。

ただ、今、3年間ヤマメの養魚場、前任者から引き継いでされておられますけれども、一生懸命するような気持ちは持っておられるので、今後、あと3年間、国の補助金を使いながら運営をされていきますけれども、そこにはきちんと村も、ある程度、その関わり方というのはいろいろあると思いますけれども、きちんと見ていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（多武 義治君） 舟戸治生君。

○議員（6番 舟戸 治生君） 本当に生き物相手の仕事ですから簡単ではない。それは、もう分かっているんです。やっぱりそういったことで、養殖をされる方、本当に人吉新聞等にも広告を出して、販売にも力を入れておられます。ただ雇用だけなら、広告も出す必要もない、そういう状況でありますけれども、本当にその人のやる気、先ほど村長が言われましたけれども、そういったことが大事だろうと思うんです。

そういったことで、私は別に反対はしたくありませんけれども、何事も慎重にやるべきだろうと思います。よろしく願いいたします。

○議長（多武 義治君） 6番、舟戸治生君。

○議員（6番 舟戸 治生君） 別の問題ですけれども、15ページ、集団接種会場設営等業務委託料の200万円ですか、計上されておりますけれども、こういった事業といたしますか、する場合に、発注先の選定方法です。ただ漠然と頼むのではなくて、やはり接種会場にさくらドームということで、レイアウトされているチラシじゃないですけど、めぐって来ましたんで、どうしても入札とか随意契約とか、私も仕事柄、そういったことが気になるわけでありまして、いろんな入札のやり方もあろうかと思えます。企画、競争、入札、極端に言えばコンペとかプロポーザルあろうかと思えますけれども、今回はこういったことで決定をされたんでしょうか、伺いたいと思えます。

○議長（多武 義治君） 副村長、門崎博幸君。

○副村長（門崎 博幸君） これは集団接種に関しましての会場設営ということでございます。

この案件については、ご承知のとおり7月末までというような目標が定めてございます。そういった中で緊急的にこの予算も計上いたしまして、個別接種から集団接種、それで7月末までに何とか終わらせるという体制を、今、取ろうかというところでございます。

そうした中で、この委託料でございまして、これに関しましては自治法上の緊急を要する案件ということで、今回随意契約で実施をさせていただこうということで、今、準備を進めているところでございます。

○議長（多武 義治君） 5番、高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） 17ページ観光費委託料で、それぞれ観光サイトリニューアル業務委託、田舎集落ツーリズム商品化事業、ありのままの球磨村を売り出そうプロジェクト、どこかの母体がこれを進めているのか、詳しく説明をお願いします。

○議長（多武 義治君） 産業振興課長、犬童和成君。

○産業振興課長（犬童 和成君） 今のところ、委託を考えております。山村活性化協議会の一社のほうに、今、計画をしているところです。

ウェブサイトのほうにつきましては、現行のウェブサイトが平成25年に整備されたものであ

り、デザインの古さやユーザー、ウェブサイトのほうですけど、観光サイトリニューアル業務委託の話ですが、現行のウェブサイトは、平成25年に整備されたものであり、デザインの古さやユーザーが求める情報へたどり着くことが難しいという問題が出ているため、今回のウェブサイトのリニューアルを行うこととしておるところです。

田舎集落ツーリズム商品化事業につきましては、今年度が3年目となります。観光地化されていない集落や森林を活用し、球磨村で都市と農村の交流を促進できるようなアイテムの作成を行いたいと考えております。球磨村の農村の営みとこの景観の美しさが評価されてきた事業実績を踏まえて、美しい農村景観と営みの歴史を生かした集落ツーリズムを考えております。

ありのままの球磨村を売り出そうプロジェクト事業につきましては、一勝地駅舎を利用しまして、球磨村と都市との交流、村外との交流も図れるような集いの場所にするということで、地域コミュニティの再生を図ることにしております。観光復興の拠点として、人の受入れ基盤の整備をすることで、交流人口の増加につなげることを目的としております。

以上です。

○議長（多武 義治君） 高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） 観光サイトは、いろんな各山村地域であったり、いろんなふるさと納税だったりということが、きちんとリンクされていますか、これまでの中で。今後また、これを新しく更新する中で、そういうもの全てリンクができるようにしていくということで大丈夫ですか。

○議長（多武 義治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（犬童 和成君） 目的にあって、そのリンクに合うように検索したときに行くようなリニューアルをしていきたいと考えております。

○議長（多武 義治君） 高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） 田舎集落ツーリズムは3年目です。3年をする中で、過去の2年、商品化による成果というのはデータの的に出しているかどうか。

○議長（多武 義治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（犬童 和成君） データ的に、今のところないです。

○議長（多武 義治君） 5番、高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） 今、そもそもこれは、総務企画が持っていたんですか。振興課が持っていたんですか。産業振興課が。これを分かっている方、課長、お聞かせいただければ。

○議長（多武 義治君） 教育課長、高永幸夫君。

○教育課長（高永 幸夫君） この田舎集落ツーリズム商品化事業につきましては、県の補助を活用して、今年度で3年目になります。

1年目が村内の79集落の40集落の本をつくりまして、その後、2年目が残り、2年目においては、まだ合作本もつくっているようでございます。

そんな形で各集落の特性とかを本にまとめて、球磨村らしさ、そういったのも村内外にアピールして、いろんな面で誘客に努めているところでございまして、本年度もそういった形で、先ほど犬童課長からの説明もございましたけれども、その79集落プラスアルファの、例えば以前は集落があった譲葉牧場であるとか、そういったなくなったところも踏まえて、全体的を見ていこうという計画でございます。

以上でございます。

○議長（多武 義治君） 高澤康成君、最後の質問でお願いします。

○議員（5番 高澤 康成君） これまでのいろんな取組、総合的には、やはり一回一回単年度でどういう成果があつて、どういう課題が生まれたのかということをご常日頃言っております。

山村活性化の、先ほど舟戸副議長から質問があつたスッポンに関する部分ですが、1年目、3年、1回目のときにヤマメ等と、今、課長が答弁の中に雇用の創出の部分がありますが、事業完了後の期待される効果というのが県の提出書類にあります。地域資源をブランド化し6次産業に発展させることに地域の所得が向上すると、もちろん、これの3年間においては、それが収益として売ったりとか、高沢地域も焼酎づくりをしたり、いろんな取組をしてきました。

しかしながら、最終的に地域の商品化、あるいはブランド化という中でも、ふるさと納税に、今、焼酎も載せている状況ですが、そこに新たに単独で焼酎づくりというのができなかったという状況であります。

渡山村活性化も、夏野菜、振興作物ですか、これを行って、最終的にきちとした成果、あるいは出てきた課題をどう生かすのかという部分で、非常に行政が、これまでこの事業に対して、行政が主導的にしてきたという部分があります。今回、これをしなさい、あれをしなさい、竹を、竹炭をつくりなさい等と言われながら、この事業が行われてきておる。

せつかくでありますので、先ほどのこの補助事業です。認可、あるいは許可、県がした場合に、しっかりとデータ取りをしながら、新しくスッポンというふうになっておりますので、それをどういうふうに見つけて、しっかりと3年後の成果が現れるのかということをしつかりしていかないと、意味がないものというふうに思っております。

これについて、担当課長はどのようにこの事業を行っていくのか。これは、村長はあれなので、担当課長としてどのように思っているのかお聞かせいただきたい。

○議長（多武 義治君） 産業振興課長、犬童和成君。

○産業振興課長（犬童 和成君） 今回、初めてスッポンの養殖に取り組むこととなります。今、申請はしていますけれども、県、国の決定があつたときに、そういうことになると思います。

予算も通ってからの話ですが、1年目、2年目と、厳しい状況であると思いますけれども、スポットの販路あるいは加工を進めながら、実績がある程度、実績が見込めるような事業を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（多武 義治君） ほかに。5番、高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） 教育関係です。災害対策費として、渡小学校の仮設リース料、仮設校舎リース料、これにおいては、債務負担行為補正という形で5年間、約1億5,000万円で、そのうち国の補助が500万円ぐらいですか、500万円、5,000万円、中身を見ると、1億5,000万円になっている状況の中で、特例の補助があると思いますが、それについて、この割合についてはどのような感じになっておりますか。

○議長（多武 義治君） 教育課長、高永幸夫君。

○教育課長（高永 幸夫君） この渡小学校の仮設校舎のリース料、それから渡小学校新仮設校舎のリース料、この渡校舎の仮設リース料というのは、現在、渡小学校は一勝地小学校の敷地内に設置しておりますリース料でございます。

それから、下の段の渡小学校新仮設校舎リース料といいますのは、今後、球磨中学校で新しい仮設、これまでよりもいい環境で学んでいただくために予定しているリースでございます、国の補助が、一応3分の2見込まれております。

以上でございます。

○議長（多武 義治君） 高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） 関連なんですけど、今、渡小学校のグラウンドに仮設があつて、今回、球磨中学校の敷地と、そういった場合、プールあるいはグラウンドというのは、どちらを使用するようになるんですか。

○議長（多武 義治君） 教育長、森佳寛君。

○教育長（森 佳寛君） そういった教育施設の細々したところの課題は、本当に幾つもあるんですが、プールは中学校のほうは、もう体格的にも合いませんので、これは必ず一勝地小学校のプールを利用いたします。

それから、運動場につきましては、ちょっと、どうしても一勝地小に渡るときの車道がありますもんですから、内容によっては中学校の運動場を使ったり、しかしながら体育館でバスケットボールとか、いろんなものが出てきますので、この場合は体育館は小学校を使ったりと、やっぱり中身に、学習の中身によって、いろいろ使い分けていく予定です。

以上でございます。

○議長（多武 義治君） 高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） 仮設から仮設であって、敷地も限定されている中で、やっぱりこれに関して気づかない子どもたちのストレスというのも、今後、問題になってくるだろうというふうに思っております。

それにおける補助、どのような対応をされていくのか、今、加配職員もいる状況ではあります。これはいつまで続くのでしょうか。

○議長（多武 義治君） 教育長、森佳寛君。

○教育長（森 佳寛君） まずは今年度の状況ですけれど、復興加配ということで、各学校に教員のほうが1名ずつ配置をされております。

それ以外で、あと養護教諭、これ、養護助教諭なんですけど、3校に1名ということで、計4名のそういう配置がなされています。これは、今年度配置ということでされてはいるんですけども、今後、県のほうとのヒアリングとかもございますので、人事関係で、これは強く、そういう加配教員の要望は継続で出していくつもりでございます。

また、子どもたちのそういう心のケアという点では、これはスクールカウンセラーの配置につきましても、昨年度要望を出しまして、県のほうから1名配置があっていますが、昨年の日数に比べると随分減りました。その関係もありまして、村のほうで週に1回ですけど、去年来ていただいた方が、もう今は別の地域に行っておられるんですが、週1回金曜日だけ、球磨村の子どもたちのほうのカウンセリングを継続してもらえるように、村独自で雇用をしております。

以上でございます。

○議長（多武 義治君） 会議の途中ですが、ここで10分間の休憩をいたします。

午前10時55分休憩

午前11時02分再開

○議長（多武 義治君） それでは、会議を再開いたします。

7番、嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） 先ほど土地購入の話がございました。水源地の確保ということで、私も少しお尋ねしてみたいんですが、土地購入されるところは、今回、昨年7月の大雨によって、その林道ですか、それが崩れまして、家屋も、もう解体しなければならない状況までなっているところなんです。

その家まで土砂が来まして、家が潰れてしまったんですけど、その道路との家との間に、農業水路があるわけなんですけど、そのところの復旧といたしますか、それと復旧を、取りあえずお尋ねいたします。

○議長（多武 義治君） 建設課長、上蔭宏君。

○建設課長（上 部 宏君） 今、嶽本議員が言われましたところは、林道の柳谷線が被災しております、それより家屋のほうまで、ちょっと土砂が流れ込んでおります。

その間に、ちょうど林道と宅地の間になりますか、農業用の水路が入っております、その分については早期に応急復旧を、もう復旧いたしております。今現在、もう終わったですか。その被災した家屋については公費解体が、私が先々週に行ったときには、公費解体が始まっております、林道のほうから仮設の道路を入れまして、機械が入っているところを確認しております。水路については応急復旧で、今、完了しております。

以上です。

○議長（多武 義治君） 嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） 全協で資料を頂きました。この図面から見ますと、今回、土地購入される部分の面積になりますけど、その中に、さっき言われました水路が通っていますので、今回、その水路部分については村のものになると思いますか、その財産上です。管理は当然、村で、集落でしていかなきゃいけないと思うんですけど、財産上は村になるのかな、そこをお尋ねいたします。

○議長（多武 義治君） 建設課長。

○建設課長（上 部 宏君） すいません。この間の資料のほうには、詳細は入っておりませんが、字図に載っている水路であれば、それを除外したところで村が買収するようにしておりますけれども、字図にない、この間お示した畑とか田んぼの中に水路が入るのであれば、一応、村のほうの土地買収の区域に入っていると。

ただ、水路は、今、既存の使用されている水利ということですので、今後潰すことはないのですが、管のほうにつきましては、その水利組合、田んぼが受益者の方で管理はしていただくというふうになることと思います。

以上です。

○議長（多武 義治君） 嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） すいません、私、嶽本、ここ全部、私も田んぼがありまして、水路、全部使っているんですけど、これ、かなりの水路が、この頂いた書類から見ますと、約、そうですね、50メートルぐらいは、今回、土地購入される中に入っていますので、多分、村のほうでもう一回きれいに造成して、先ほど言われました浄水装置とか、いろいろなものが、多分つくんだろうと考えましたとき、峯地区にあるような、ああいう浄化、きれいな上水槽ですね、そういうのがつくところだというふうには思うんですけど、それを含めてそういうところを、またコンクリでされるときには、そういう水路も、やはり改修させていただくものというふうに思っております。

この水源について、私の知っているのを、皆さん方にちょっとお話ししたいんですが、この柳谷の水につきましては、何かミネラル分が多くて、以前といいますか、今、水商売と言ったらいいんですけど、ミネラル分をペットに入れて、今、いろんな水が売っていますよね。ここの水もいいものですから、そういうのも20年ぐらい前に話があって、業者がしようかなというところまであったような水質というか、いい水ですので、消毒してしなければならない水だというふうには思うんですけど、一勝地水源としていいんじゃないかなというふうに思っております。

続けて、もう一つよろしいでしょうか。15ページの、この新型コロナの委託料についてお尋ねしたいんですけど、当然、最初に頂いたときには、このコロナの注射の接種につきましては高齢者を優先ということで、接種する医療機関名が、どこでしますかというご案内があって、球磨村の場合は特に診療所、そのほかは診療所以外の人吉辺りの医療機関ということで、そこで全部終わるのかなと思ったら、なかなかちょっと進まないねということで、今回、こういうふうにさくらドームのところで、ちょっと進め、早めに進めようということだったんですが、今までの経緯というんですか、それをちょっとお尋ねしたいんですけど。

○議長（多武 義治君） 保健福祉課長、大岩正明君。

○保健福祉課長（大岩 正明君） お答えします。新聞のほうにも出ておりましたとおり、球磨村診療所におきましては、申込者が600名強、65歳以上の方のワクチン接種です。申込みがありまして、これの終了見込みが9月の中頃ということで見込んでおりました。

国のほうでは7月末まで終了させなさいというところで通知が来ておりますので、それに伴って補助金も出しますというような制度になっております。

今回の補正になっておりますけれども、うちのほうとしましては、今後、球磨郡の医師会のほうに、もうお願いをしておりますして、医師の派遣、それから看護師の派遣、委託しまして、さくらドームのほうで集団接種を行う。さくらドームで橋口先生のほうも行っていただいて、一緒に集団接種を行うというような、今、計画準備をしているところです。

以上でございます。

スケジュールですけれども、スケジュールが、今、決まりまして、まずは6月25日、それから6月が、もう1日、6月の28日、月曜日になっております。それから、7月が6日間予定しておりますして、7月の8日、9日、それから16日、26日、29日、30日といったところで8日間、1日の接種予定者数が150人ということで、現在見込んでおります。

この8日間で2回接種される人数としましては、600名ほどですので、今現在も5月の11日から球磨村診療所のほうで、高齢者、65歳以上の方の接種が始まっておりまして、5月末段階では第1回目の方たち120名ほど接種を受けられたという状況ですので、球磨村診療所に申し込まれた方たちにつきましては、この集団接種を受けていただければ、もう7月末までに

は完全に終わるといような見込みでございます。

以上でございます。

そのほかにつきましては、まだ65歳以上の今回は集団接種、それから個別接種のほうの対応で、今準備をしております、人吉市内のかかりつけの医療機関のほうの、このワクチン接種の日程につきましては、ちょっとこちらのほうでは把握が、まだできていない状況ですので、一応、人吉市のかかりつけの医療機関で8月以降という見込みが立つ方々につきましては、早く済ませたいという方々につきましては、この集団接種のほうを申し込んでいただくということで、今、準備通知を出しているところでございます。

以上でございます。

○議長（多武 義治君） 嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） 接種が無事終わることを願うんでありますが、実は、もう診療所で接種が行われているみたいですが。何か年齢で、少し分けてあるんですか。74歳以上を先にして、それから第二弾で65歳から74歳に、また通知が来るよという形で、たしか皆さん待っておられたみたいなんです。

ところが、その1回目の74歳以上に、もう接種の予定でされた方おられるんですけど、失礼ですけどそれ以上の方が、「うちには接種が何で来ないんだろうか」という方が二、三人おられまして、「いやいや、それはあれですから、役場に聞いてくださいよ」という話はしたんですけど、失礼ですけど、それ、ちょっと聞いたもんですから、スムーズにはいっていると思うんですけど、事務的な間違いなのか、接種される側の間違いだったのか、そここのところだけ、また私、帰ったら、ちょっと話、返さないといけないもんですから、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（多武 義治君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大岩 正明君） 65歳以上の方の接種順番につきまして、これはもう、村長のほうとも協議をしたところなんです。

これは、もう申込み順で整理をしていかないと、とてもこちらのほうでは年齢を分けてとかというような順番では、ちょっと整理がつきませんでしたので、もう受付順ということではがきを送りまして、送り返された順、こちらのほうに出していただいた順で接種順を決めさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○議長（多武 義治君） 嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） 分かりました。多分、申込みが遅れたんだというふうに、その方にはお話、順番にやっているということでお話をしておきます。

これ、コロナにつきましては、接種につきましては、全国的なことであって、よくワクチンが

無駄になったと、皆さんお聞きになっていると思うんですが、村においてもそういうことがないように、3月のときに予算づけしていただきまして、冷凍庫ですか、それも買って、それでは駄目だからということで発電機まで買われましたんで、ぜひともそういうことがないように、お願いをしておきます。

○議長（多武 義治君） よろしいですか。5番、高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） 教育関係でICT、タブレットですが、今現在、児童生徒に対して半分だったですか、タブレット、どのくらい行き渡っているか、お願いします。

○議長（多武 義治君） 教育課長、高永幸夫君。

○教育課長（高永 幸夫君） ICTに関するご質問で、小中学の児童生徒へのタブレットの配付でございますけれども、現在のところ、全児童生徒に配付済みでございます。

以上でございます。

○議長（多武 義治君） 4番、小川俊治君。

○議員（4番 小川 俊治君） 16ページですけど、農業費災害対策費で110万円上げておられますけれども、農地等被災農業者生活支援事業補助金となっております。内容について伺います。

○議長（多武 義治君） 産業振興課長、犬童和成君。

○産業振興課長（犬童 和成君） 農地等被災農業者生活支援事業補助金についてです。

被災農地等の復旧工事の工程等により、作付けができない被災農業者が、一時的な借地等により営農を維持する場合に、かかりました経費を助成するものです。これは、球磨川復興基金における事業になります。

○議長（多武 義治君） 小川俊治君。

○議員（4番 小川 俊治君） ちょっと、よく分からんとですけど、何か具体的なものはあります。何かこういうもんだという。

○議長（多武 義治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（犬童 和成君） 例えば自宅の農地が被災して作付けができないときに、よその、市町村をまたいでもいいんですけれども、そのところに借地をして営農をするときの借地料的な、反当たり幾らということの助成金となります。

○議長（多武 義治君） 小川俊治君。

○議員（4番 小川 俊治君） 理解できました。

実は、これは議長にお願いしたいんですけど、報告9号で承認はされておりますけれども、事業の今後のスケジュールについて、少しばかりお伺いしたいんですが。もし、駄目というなら。

○議長（多武 義治君） 何のスケジュールですか。

○議員（４番 小川 俊治君） 繰越し分で、農業水産費で強い農業担い手づくり総合支援交付事業について……。

○議長（多武 義治君） マイクを使っていただかないと、ちょっと聞こえないので。

○議員（４番 小川 俊治君） そうですか。強い農業担い手づくり総合支援交付事業、この事業については、令和２年度事業継続、令和３年度に継続になっております。承認をされておりますけれども、このスケジュールについてお伺いしているのかどうか。

○議長（多武 義治君） 今の質問と関連がございますので、産業振興課長、犬童和成君。

○産業振興課長（犬童 和成君） 専決予算の件ですか。繰越しの承認の件ですけれども、強い農業につきましては、昨年度の１２月に予算をつくりまして、今年、令和２年度の執行分につきまして支払いまして、その後については、令和３年度に繰り越しております。

その３年度分の執行についてということよろしいですか。今、県とも協議しているところなんですけれども、大体８月ぐらいを県のほうから概算払いが受けられるということになっております。協議をしているところなんですけど、４、５、６、７分をまとめて、県のほうに概算払いして、残りも、また何か月かごとにまとめて概算払いをして、県からの補助金を頂くというふうに、今、考えておるところです。

村の支払いにつきましては、会計課長とか相談しながら、その分でまとめて、今、言ったように、４、５、６、７月分、田植え時期に必要な分をその時期に払って、秋口のやつを後で払うというふうな、県での申請のほうを考えているところなんです。

○議長（多武 義治君） 小川俊治君、最後の質問にしてください。

○議員（４番 小川 俊治君） このことについて、実は４月、５月に機械を購入して事業者に支払いをしなければならぬときに、今のスケジュールでいけば７月に、一応集約をして、８月に交付金支払いということになるんで、その間、事業者はどうやって払おうかなという、そういうところもあるんで質問したところなんです。

以上です。

○議長（多武 義治君） よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言がっておりますので、この案件に関しまして、修正議決した部分を除く原案部分につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

日程第 9. 議案第 3 6 号 令和 3 年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第 9、議案第 3 6 号令和 3 年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

ご審議願います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決します。

お諮りします。議案第 3 6 号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 3 6 号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 0. 議案第 3 7 号 令和 3 年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第 1 0、議案第 3 7 号令和 3 年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

ご審議願います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決します。

お諮りします。議案第 3 7 号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 3 7 号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1. 議案第 3 8 号 令和 3 年度球磨村介護保険特別会計補正予算について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第 1 1、議案第 3 8 号令和 3 年度球磨村介護保険特別会計補正予算を議題とします。

ご審議願います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決します。

お諮りします。議案第38号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第39号 工事請負契約の締結について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第12、議案第39号工事請負契約の締結についてを議題とします。

ご審議願います。7番、嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） これ、公費解体でございます。私、今、この7月の水害によって公費解体されております民間です。民間の解体公費は、100%国といたしますか、というふうに聞いているんですけど、民間です。それを先にお尋ねいたします。

○議長（多武 義治君） 復興推進課長、友尻陽介君。

○復興推進課長（友尻 陽介君） 公費解体の制度につきましては、この千寿園を含みますけれど、民間の建物につきましても、国の補助が2分の1あります。

2分の1が村の持ち出しとなりまして、それには災害復旧対策債など有利な起債が使えますので、それで対応する予定としています。

○議長（多武 義治君） 嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） 分かりました。千寿園も2分の1ということですね。この金額につきまして、7,073万円ですけど、これ、やはり今、保証協会さんあたりが査定されているんですが、そこにも、お掛けになって、ちゃんとコンサルさんがした金額なのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（多武 義治君） 復興推進課長。

○復興推進課長（友尻 陽介君） おっしゃいますとおり、コンサルタント会社に業務を委託していますので、そちらで設計をしていただいております。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決します。

議案第39号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第13. 要望書について

○議長（多武 義治君） 続きまして、日程第13、要望書についてを議題とします。

まず初めに、渡水利管理組合組合長舟戸勝也氏から提出されました、渡地区の農地及び水路の災害復旧に関する要望書についてを議題とします。

7番、嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） 渡地域は、球磨村唯一のまとまった水田地帯であります。昨年の豪雨災害により農地は水没し、土砂や瓦礫が入り、渡水利組合で管理している地の内水路、大王水路においても、頭首工や水路も大きな被害を受けています。

農業機械につきましては、昨年度9割の補助をいただき、随時購入していますが、農地の復旧が進まなければ、農業の再生もできず、所得の減収や高齢化による農地放作地が増えてくることも考えられます。

さらには復旧がどれだけ進んでいるのか、今後、いつから農業が再開できるのかが詳細が分からないまま、組合委員一同、不安の日々を過ごされています。よって、農地の災害復旧について復旧計画の詳細を示していただけるよう求めるものであります。

つきましては、このような観点から本件を採択承りますよう、お取り払いをよろしくお願いたします。

○議長（多武 義治君） ただいま、7番、嶽本孝司君から本要望書について採択されたい旨の発言があつております。

お諮りします。本要望書については、7番、嶽本孝司君の発言のとおり、採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、本要望書については採択することに決定しました。

追加日程第3. 発議第1号 渡地区の農地及び水路の災害復旧に関する復旧計画の詳細を求める意見書について

○議長（多武 義治君） 7番、嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） ありがとうございます。渡地域の農地及び水路の災害復旧に関する要望書について、各議員各位の配慮により採択いただきましたので、私はここに、要望書に基づき、村へ意見書を提出することについて、動議として提出したいと思っております。本件を本日の日程に追加し、議題としていただけるようお願いいたします。

○議長（多武 義治君） ただいま、7番、嶽本孝司君から渡地域の農地及び水路の災害復旧に関する要望書について、村への意見書を提出する動議が所定の賛同者を得て提出をされましたので、この動議は成立をいたしました。

お諮りします。この動議を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

それでは、日程を変更し、直ちに議題とします。

議案を調整の上、職員に配付させます。

〔追加日程議案配付〕

○議長（多武 義治君） それでは、議案の配付が終わりましたので、追加日程第3、渡地域の農地及び水路の災害復旧に関する復旧計画の詳細を求める意見書の提出についてを議題とします。

本件につきましては、先ほど、7番、嶽本孝司君から発言があっており、その内容につきましては十分理解をいただいているものと思いますので、説明、質疑を省略して採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。それでは、これから採決をいたします。

お諮りします。発議第1号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり決定されました。

次に、球磨村神瀬1132番、岩崎チフミさんから提出されました、高校生の交通手段の確保についての要望書についてを議題とします。

5番、高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） 球磨村では、公共交通機関も少なく、以前より高校生が安心して通学できるようハイスクールバスを運行していただいていたいました。

昨年の豪雨災害により、JRも不通となり、ハイスクールバスも運行されておられません。まだまだ復興が進まないため、全てではありませんが、村内に住む高校生の保護者や家族は、毎日高校まで送迎をしている状態です。

今後、高校生を持つ保護者にとって、復旧が進み、球磨村へ戻り住むためには、交通手段の確保は重要なものになります。また、高校生だけではなく、高齢者等の通院や買物にも利用できる

バスや近隣の町では、児童生徒も利用するバスの運行も行われています。

そうした事例も参考にいただき、今後、村の復旧復興の中で安心して高校生が通学できる交通手段の確保を求めるものです。

つきましては、このような観点から本件を採択賜りますよう、お取り計らいをよろしく願いいたします。

○議長（多武 義治君） ただいま、5番、高澤康成君から説明がありましたので、本要望書について採択されたい旨の発言がっております。

お諮りします。本要望書については、5番、高澤康成君の発言のとおり、採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、本要望書については採択することに決定しました。

追加日程第3. 発議第2号 高校生の交通手段の確保を求める意見書について

○議長（多武 義治君） 5番、高澤康成君。

○議員（5番 高澤 康成君） 高校生の交通手段の確保についての要望書につきましては、議員各位の配慮により採択をいただきましたので、私はここに、本意見書に基づき、村に提出することについて動議として提出したいと思っております。

本件を本日の日程に追加し、議題としていただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（多武 義治君） ただいま、5番、高澤康成君から高校生の交通手段の確保についての要望書について、村への意見書提出を願う動議が所定の賛同者を得て提出をされましたので、この動議は成立をいたしました。

お諮りします。この動議を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに決定しました。

それでは、日程を変更し、直ちに議題といたします。

議案を調整の上、職員に配付させます。

〔追加日程議案配付〕

○議長（多武 義治君） それでは、議案の配付が終わりましたので、追加日程第3、高校生の交通手段の確保を求める意見書の提出についてを議題とします。

本件につきましては、先ほど、5番、高澤康成君から発言があつており、その内容につきましては十分理解をいただいているものと思いますので、説明、質疑を省略して採決したいと思ひます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。それでは、これから採決をいたします。

お諮りします。発議第2号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがつて、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第14. 議員派遣について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第14、議員派遣を議題とします。

議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思ひます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがつて、議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

日程第15. 閉会中の継続調査について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第15、閉会中の継続調査を議題とします。

各委員長から、委員会における調査中の事件について、会議規則第73条の規定によつて、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があつております。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがつて、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。会議規則第44条の規定により、本会議で議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがつて、本会において議決した事件の条項、

字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

○議長（多武 義治君） これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和3年第3回球磨村議会定例会を閉会をいたします。お疲れさまでした。

午前11時42分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員